

大野郡 5 町 2 村合併協議会幹事会規程

（設置）

- 第 1 条 この規程は、大野郡 5 町 2 村合併協議会規約（以下「規約」という。）
第 1 3 条第 3 項の規定に基づき、大野郡 5 町 2 村合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

- 第 2 条 幹事会は、大野郡 5 町 2 村合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示により、大野郡 5 町 2 村合併協議会（以下「協議会」という。）に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、大野郡 5 町 2 村の合併に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

（幹事）

- 第 3 条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（組織）

- 第 4 条 幹事会は、幹事をもって組織する
- 2 幹事会に幹事長及び副幹事長 2 名を置く。
- 3 幹事長及び副幹事長は、前条に規定する幹事の互選により定める。

（会議）

- 第 5 条 幹事会は、幹事長の招集により、原則として毎月第 2 木曜日の午後開催するほか、必要に応じて随時開催する。
- 2 会議は、原則公開とする。ただし、幹事の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

（会議の運営）

- 第 6 条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。
- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合、幹事長があらかじめ指名した者を代理とする。
- 3 幹事に事故又は公務ある場合は、幹事長は幹事の代理を認めることができる。

（関係者の出席）

- 第 7 条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を要請し、意見を求めることができる。

（報告）

- 第 8 条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第 9 条 幹事会の庶務は、規約第 1 5 条第 1 項に規定する協議会事務局において処理する。

(委任)

第 1 0 条 この規程に定めるもののほか、幹事会について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 2 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

町村名	職 名	
三重町	助 役	企画振興課長
清川村	助 役	総務企画課長
緒方町	助 役	総務課長
朝地町	助 役	企画商工観光課長
大野町	助 役	総務企画課長
千歳村	助 役	総務企画課長
犬飼町	助 役	企画課長